三　沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正関係

沖縄における農産加工業者等による調達安定化措置の取組を支援するため、特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項の承認を受けた者に対し、沖縄振興開発金融公庫が資金の貸付けをできることとすることとした。（第二条関係）

四　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

東日本大震災に係る特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行令の特例について、調達安定化措置の取組に係る資金を対象に追加したうえで、適用期間を令和七年三月三一日までとすることとした。（第七条関係）

五　施行期日

この政令は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年七月一日）から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第二二七号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、中華人民共和国等を仕向地とする軍用の化学製剤の原料となる物質等の輸出について承認を要することとした。（第二条及び別表第二の四関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行することとした。

◇旅券法施行令の一部を改正する政令（政令第二八号）（外務省）

1　都道府県が徴収する手数料の額の標準に関し、書面による申請の場合の手数料と電子情報処理組織を使用する方法による申請の場合の手数料の規定を整備することとした。（第二条第一号関係）

2　国外における手数料の額に関し、書面による申請の場合の手数料と電子情報処理組織を使用する方法による申請の場合の手数料の規定を整備することとした。（第五条第一項第一号～第三号、第二項～第四項関係）

3　都道府県が処理する事務の規定のうち、旅券の作成に関する規定を改め、電磁的方法による記録を行う一般旅券の作成に必要となる情報を外務省の使用に係る電子計算機に送信する規定、作成された一般旅券の確認の規定及び電磁的方法による記録を行う一般旅券以外の一般旅券を作成する規定を整備することとした。（第六条第一項第一号及び第三号関係）

4　この政令は、令和七年三月二四日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二二九号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を令和七年六月三〇日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

政治資金規正法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十四号

政治資金規正法の一部を改正する法律

第一条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「当該公職の候補者に係る公職の種類」の下に「、当該政治団体が同項第三号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類」を加える。

第七条第二項中「前項前段」を「第一項前段」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体（同条第二項の規定により同条第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされるものを含む。以下この項及び次条第二項において単に「国会議員関係政治団体」という。）以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）は、各年中において第十九条の十六の三第一項に規定する寄附の金額が千万円以上となつたときは、当該金額が千万円に達することとなつた寄附（以下この項及び次条第二項において「特定関係寄附」という。）に係る第十九条の十六の三第二項の規定による通知を受けた日から七日以内に、その旨、特定関係寄附が同条第一項第一号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名及び当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者に係る公職の種類並びに特定関係寄附が同項第二号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の名称及び当該国会議員関係政治団体が第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨を、第六条第一項の規定の例により届け出なければならない。

第七条の二第一項中「並びに当該」を「、当該」に改め、「当該公職の候補者に係る公職の種類」の下に「並びに当該政治団体が同項第三号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の名称、第十九条の十六の三第一項の規定により国会議員関係政治団体であるものとみなされることとなつた旨、特定関係寄附が同項第一号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名及び当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者に係る公職の種類並びに特定関係寄附が同項第二号の寄附であるときは同号の国会議員関係政治団体の名称及び当該国会議員関係政治団体が第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体である旨を、遅滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。